

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>〔本項目は、災害に被災されたことを想定し、制度の説明を中心に記載しています。〕</p>		
<p><b>り災証明書の発行</b></p> <p>◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。</p> <p>◆ 発行には、原則として、本人確認書類、被災状況が分かる写真等が必要です。発行は、市町村役場が行いますが、担当課はあらかじめ定まっていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「り災証明書」は、「住家」が対象であり、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。</li> <li>・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。</li> <li>・ 農業用施設、農業用機械等に被害を受けた方に対して、別途、農業担当課が「り災証明書」を発行する場合があります。</li> <li>・ 住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。証明の名称や対象は、市町村によって異なります。</li> </ul>		
<p><b>被災者のための住宅提供</b></p> <p>◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を一時的な居住の場として提供する場合があります。県営住宅の場合は、群馬県県土整備部住宅政策課（TEL：027-226-3718）又は群馬県住宅供給公社（TEL：027-223-5811）、市町村営住宅の場合は、お住まいの市町村の公営住宅の係までお問い合わせください。</p>		
<p>（注）お住まいの市町村の所在地・代表電話番号については、364ページから365ページをご覧ください。なお、災害被害専用受付電話が設置される場合もあります。</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<b>被災住宅の応急修理等</b>		
<p>◆ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。</p> <p>◆ 1世帯当たり58万4千円が上限となります（平成30年7月現在）。</p> <p>◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと</li> </ul> <p>※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと</li> <li>・ 自ら修理する資力がないこと（半壊の方）</li> </ul> <p>◆ 詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p>		
<b>被災者生活再建支援金の支給</b>		
<p>◆ 今回の災害で、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用を受けた地域で住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなど以下のような場合において、生活再建のための支援金が支給されます。また、対象となる世帯は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 住宅が全壊した世帯</li> <li>② 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯</li> <li>③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯</li> <li>④ 住宅が大規模半壊した世帯</li> </ol> <p>支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等	
〔基礎支援金〕			
住宅の被害の 程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊 (上記④)	
二人以上の世帯	100万円	50万円	
一人世帯	75万円	37.5万円	
〔基礎支援金〕			
住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円
(注) 金額は、平成30年7月現在			
◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。			
<b>災害弔慰金、災害障害見舞金の支給</b>			
<p>◆ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の適用により、災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた場合に災害見舞金が、以下のとおり支給される場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生計維持者がお亡くなりになられた場合 500万円</li> <li>・ 生計維持者以外がお亡くなりになられた場合 250万円</li> <li>・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円</li> <li>・ 生計維持者以外が重度の障害を受けた場合 125万円</li> </ul> <p>(注) 金額は、平成30年7月現在</p> <p>◆ また、お住まいの市町村から、独自の制度に基づいて、災害見舞金等が支給される場合があります。</p> <p>◆ 上記の災害弔慰金、災害見舞金について、詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p>			

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<b>災害援護資金の貸付</b>		
<p>◆ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の適用により、災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられる場合があります。</p> <p>◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。</p> <p>◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p>		
<b>生活福祉資金の貸付</b>		
<p>【緊急小口資金】</p> <p>◆ 平成30年7月豪雨で被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、生活福祉資金の特例貸付が行われることがあります。</p> <p>原則として、一世帯につき一回限り10万円（一定の要件を満たす場合には20万円）以内とされています。</p> <p>◆ 措置期間は貸付の日から1年以内、償還期限はその後2年以内とされています。また、無利子です。</p> <p>◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。</p> <p>【住宅補修費・災害援護費】</p> <p>◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われることがあります。</p> <p>◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。</p> <p>◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会（370ページ～373ページ）にお問い合わせください。</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<b>住宅の建設、補修等の融資</b>		
<p>◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。</p>		
<b>住宅金融支援機構お客様コールセンター</b>	0120-086-353 (フリーダイヤル)	
受付時間 毎日9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）		
<p>◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。</p>		
<b>労働保険</b>		
<p>◆ 事業に雇用される労働者が「工作中」や「通勤途中」に負傷された場合、労災保険給付が受けられます。</p> <p>◆ 所属事業場が倒壊するなど、労災保険給付請求書等に事業主の証明を受けることが困難な場合には、当面の間、請求書等に事業主の証明がなくとも労働基準監督署で受け付けます。</p> <p>詳細は最寄りの労働基準監督署（297ページ～298ページ）までお問い合わせください。</p>		
<b>雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成金</b>		
<p>◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。</p> <p>◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。詳しくは、最寄りの公共職業安定所（298ページ～299ページ）または群馬労働局所業安定部職業安定課（027-210-5007）にお問い合わせください。</p> <p>◆ 災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金が利用できます。詳しくは、事業所を管轄する公共職業安定所までお問い合わせください。</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国税の特別措置		
<p>◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。</p> <p>◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。</p> <p>◆ 詳細については、国税庁ホームページ（<a href="http://www.nta.go.jp">www.nta.go.jp</a>）の「災害関連情報」をご覧ください。</p> <p>◆ 詳しくは、最寄りの税務署（294 ページ～295 ページ）にお問い合わせください。</p>		
県税の特別措置		
<p>◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。</p> <p>◆ 詳しくは、最寄りの行政県税事務所（347 ページ～351 ページ）にお問い合わせください。</p>		
市町村税の特別措置		
<p>◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。</p> <p>◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
---------------	------	------

### 公共料金の減免措置

◆ NHKは、災害救助法が適用された区域内において半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約を対象に、受信料を免除する場合があります。下記にお問い合わせください。

NHKふれあいセンター	0570-077-077 (ナビダイヤル) 050-3786-5003 (有料)	
-------------	------------------------------------------------	--

受付時間 毎日9:00～20:00 (12/30 17:00～1/3を除く)

◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

◆ 電話、ガス、電気等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

◇ 各電話会社において、災害救助法の適用区域の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長（1か月程度）等の支援措置を実施しています。

会社名	問い合わせ先	電話番号
NTT東日本	料金問い合わせセンター	0120-002-992
NTTドコモ	ドコモ携帯から	151
	一般電話などから	0120-800-000
au	au携帯から	157
	一般電話などから	0077-7-111
ソフトバンク	ソフトバンク携帯から	157
	一般電話などから	0800-919-0157

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>◇ 電力会社では、災害救助法適用市町村及び隣接地域において、電気料金の支払期日の延長、家屋再建のための工事費負担金の免除、使用不能設備の基本料金の免除等を実施しています。</p>		
会社名	問い合わせ先	電話番号
東京電力エナジーパートナー	群馬カスタマセンター	0120-99-5221 または 027-898-3406 (有料)
		停電・設備に関する 問い合わせ 0120-99-5007 (24時間)
<p>※ 対象地域において、東京電力以外の電力会社から電気の供給を受けている場合の電気料金に関するお問合せは、契約先の電力会社にお問合せください。</p>		
<p>◇ ガス会社</p>		
会社等名	問い合わせ先	電話番号
東京ガス	一般電話専用受付	0570-002-211
群馬県LPガス保安協会	一般電話などから	027-255-6121
<p>※ 冠水したLPガスを再使用する際、流出したLPガス容器を発見した際は、群馬県LPガス保安協会にお問合せください。</p>		
<p>年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合</p>		
<p>◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができません。</p> <p>◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。</p> <p>◆ 詳しくは、下記ねんきんダイヤルまたは最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日 8:30～17:15]（338ページページ）にお問い合わせください。</p>		



## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
ねんきんダイヤル	0570-051-165 050で始まる電話 でおかけになる場合 は、 03-6700-1165 (一般電話)	/
<p>(概要)</p> <p>一般的な年金相談に関する問合せ・来訪相談予約</p> <p>月曜日 8:30～19:00</p> <p>火～金曜日 8:30～17:15</p> <p>第2土曜日 9:30～16:00</p> <p>※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00までご相談をお受けします。</p> <p>※祝日(第2土曜日を除く)、12/29～1/3を除く。</p>		
<p>登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合</p> <p>◆土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、①事前通知(本人確認のために登記所が郵送にて問い合わせを行うことです。不動産売却の際の登記申請において、権利証を提示できないことを説明すれば、登記所から登記名義人の住所へ事前通知が届きます。この通知は本人限定受取郵便が利用されること、実印を押印する必要があることから、本人確認が可能となっています。事前通知が発送されてから2週間以内に申出をすることで登記名義人であることを確認してもらえます。ここで注意したいのは、事前通知が“届いてから”2週間以内ではないということです。登記所が発送してから2週間以内となっているため、期日を間違えることなく申出を行うことが必要です。)、②資格者代理人による本人確認情報の提供(司法書士や土地家屋調査士などの有資格者に本人確認を行ってもらうことで登記名義人であることが証明され、権利証がなくても不動産売却が可能となります。)等の手段での本人確認となります。詳しくは、前橋地方法務局・支局等(287ページ～288ページ)にお問い合わせください。</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>会社の印鑑カード、会社の実印を紛失した場合</p> <p>◆ 会社の代表者の印鑑カードを紛失された場合には、「印鑑カード廃止届書」、「印鑑カード交付申請書」をもう一度法務局に提出して再度印鑑カードを交付してもらいます（印鑑カードが汚損・破損し、読み取りができなくなってしまった場合も同様の手続きが必要となります。）。</p> <p>◆ 会社の代表者の印鑑を紛失してしまった場合は、印鑑の再登録をする必要があります。この、登記所に提出した印鑑（会社実印と呼ばれています）は、今後法務局に何か登記申請をする際に申請書や添付書類に押す必要があります。新しい会社実印をすぐに用意できないときは、とりあえず先行して印鑑の廃止届だけを提出しておいた方が良いでしょう。なお、この手続きをすることができるのは、本店所在地を管轄する法務局となります。</p> <p>また、印鑑届書を提出する際には、代表者等の印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）と実印の押印が必要となります。提出する印鑑の大きさについては、辺の長さが1センチメートルの正方形に収まるもの、又は、辺の長さが3センチメートルの正方形に収まらないものであってはならないとされ（商業登記規則第9条第3項）また、照合に適するものでなければならない（同規則第9条第4項）とされています。</p> <p>詳しくは、前橋地方法務局法人登記部門（027-221-4466（局代表））にお問い合わせください。</p>		
<p>運転免許証の再交付</p> <p>◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。また、再交付手数料が免除される場合があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。なお、即日交付を希望する場合は、総合交通センターにおける交付となり、即日交付を希望しないときは、住所地の交通安全協会（但し、渋川警察署管内の方は渋川警察署、前橋警察署管内の方は総合交通センター）となります。</p>		
<p><b>群馬県総合交通センター</b> 運転免許課（免許係）</p>	<p>027-253-9300 （代表）</p>	<p>〒371-0846 前橋市元総社町 80-4</p>
<p>受付時間 平日8：30～17：15（祝日及び年末年始を除く）</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
自動車に被害を受けた場合		
<p>◆ 被災自動車の廃車手続きの際には申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局で手続きする必要があります。なお、手続きにつきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局又は軽自動車検査協会（軽自動車の場合）までお問合せ下さい。自動車検査証を紛失した場合であっても、申請者からの情報、納税証明書などにより車両番号または車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば申請を受け付けています。</p> <p>◆ 被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者は、被災者生活支援法の適用を受けた場合、自動車重量税の還付を受けることができます。必要となる書類もありますので、同様に、下記運輸支局又は軽自動車検査協会（軽自動車の場合）までお問合せ下さい。</p>		
<b>関東運輸局 群馬運輸支局</b>	050-5540-2021 (登録・検査手続 案内)	〒371-0007 前橋市上泉町399-1
<p>(概要)</p> <p>※オペレーターに直接問い合わせる場合は、お電話いただいた後自動音声案内の際に、登録関係（名義変更、住所変更、廃車など）については「037」、検査関係（車検、点検整備、自動車の構造など）については「02181」を押して下さい。</p> <p>登録申請受付時間 平日8:45～11:45、13:00～16:00                      検査申請受付時間 平日8:45～11:45、12:45～15:45                      （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）                      ※手順によって受付開始時間または受付終了時間が異なる場合がありますので、お電話でお問い合わせください。</p>		
<b>軽自動車検査協会 群馬事務所</b>	050-3816-3109 (コールセンター)	〒371-0132 前橋市五代町 1047-2
<p>(概要)</p> <p>業務受付時間 平日8:45～11:45、13:00～16:00                      （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p>		
(注) 平成31年2月12日移転		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税の減免、被災自動車を買換えてた際の自動車取得税免除があります。自動車重量税の還付を受けることができます。納税に関する相談をご希望の場合は、各地域の行政県税事務所（348ページ～351ページ）にご連絡をお願いします。住所等を変更した場合で、車検証の変更がお済みでない場合は、運輸支局で変更の手続きを行ってください。</p> <p>郵便局の転送サービスにてお手元に納税通知書が届いた場合、または、引っ越しした場合で車検証の住所や氏名の登録変更が間に合わなかった場合は、自動車税住所変更・改姓届出書の送付、または、「自動車税納税通知書住所変更・改姓届」（ぐんま電子申請受付システム）により一時的に納税通知書の住所等が変更できますので、ご利用ください。郵便局の転送サービスは有効期間が1年間のため、有効期間経過後は納税通知書が届かない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>なお、この届は納税通知書の送付先を一時的に変更するためのものであり、車検証の内容変更又は名義変更をすることはできません。</p>		
<b>群馬県自動車税事務所</b>	027-263-4343 (代表)	〒371-8507 前橋市上泉町397-5
<p>(概要) 受付時間 平日8:30～17:15 (祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)</p>		
<p>◆ 大雨による浸水被害等を受けて水に浸かった車両は、水が引いても使用しないでください。外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
損害保険		
<p>◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約の損害保険会社</li> </ul> <p>なお、ご契約の損害保険会社との間で、トラブルが生じた場合は、日本損害保険協会のADRセンターにご相談ください。</p>		
一般社団法人 日本損害保険協会 <b>そんぽADRセンター東京</b>	0570-022808 (ナビダイヤル) 03-4332-5241 (IP電話受付)	〒101-0063 東京都千代田区 神田淡路町2-105 ワテラスアネックス 7階
(概要) 受付時間 平日9:15~17:00 (祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)		

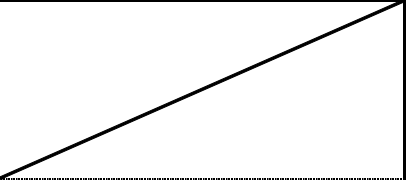
## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます</p>		
一般社団法人 日本損害保険協会 <b>自然災害等損保            契約照会セン            ター</b>	0120-501331 (フリーダイヤル) 03-6836-1003 (IP電話受付)	〒101-8335 東京都千代田区 神田淡路町2-9 損保会館
<p>(概要)</p> <p>災害救助法が適用された地域または金融庁国民保護計画に基づく対応要請があった地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様に関する契約照会に応じるものです。お客様から提供いただいた情報を、当協会の会員会社全社（再保険専門会社を除く）に連絡し、各社は契約の有無に関する調査を行います。原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会を受け付けます。</p> <p>該当するご契約が存在する場合は、原則としてその損害保険会社から、ご照会いただいた方へご連絡いたします。（ただし、ご契約が確認できた場合でも、個人情報保護などの観点から、ご照会いただいた方に対してはご契約の有無や内容についてお答えできない場合がございます。）</p> <p>また、いずれの損害保険会社にもご契約がない場合は、当センターからご照会いただいた方にその旨をご連絡いたします。</p> <p>なお、契約有無の調査結果が各損害保険会社から出揃うまでには一定の期間を必要とするため、受付からご連絡までには、2週間以上の時間がかかります。この点につきましては、予めご了承ください。</p> <p>受付時間 平日9:15～17:00            （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>生命保険の契約内容</p> <p>◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸（最長 6か月）、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。次の窓口にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約の生命保険会社</li> <li>・ご契約の株式会社かんぽ生命</li> </ul> <p>なお、ご契約の生命保険会社（株式会社かんぽ生命を含む）との間で、トラブルが生じた場合は、生命保険協会の生命保険相談所にご相談ください。保険業法に定める指定紛争解決機関として、苦情の解決に向けた支援を行っています。</p>		
<p>一般社団法人 生命保険協会</p> <p><b>生命保険相談所</b></p>	<p>03-3286-2648</p>	<p>〒100-0005 東京都千代田区 丸の内3-4-1 新国際ビル3階 (生命保険協会内)</p>
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く） ご来訪でのご相談は、16:00までにお越し下さい。</p>		
<p><b>同</b> <b>群馬県連絡所</b></p>	<p>027-223-2802</p>	<p>〒371-0023 前橋市本町2-14-8 新生情報ビル5階</p>
<p>時間帯により受付できないことがありますので、来所によるご相談の場合は事前にお電話でご連絡願います</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。</p>		
<p>一般社団法人 生命保険協会 災害地域生保契 約照会センター</p>	<p>0120-001731</p>	
<p>(概要)</p> <p>生命保険協会は、災害救助法が適用等された地域において被災されたお客さまについて、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会（災害地域生保契約照会制度）に応じます。ご利用対象者は、原則としてご照会対象者（被災された方）のご家族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）とさせていただきます。</p> <p>当制度を運営するため、生命保険協会内に「災害地域生保契約照会センター」を設置しております。同センターにご照会いただきますと、お知らせいただいた情報を生命保険協会加盟会社全社〔当会には我が国で営業する生命保険会社全社が加盟しています。〕に連絡し、生命保険契約の有無に関する調査依頼を行います。該当の生命保険契約がある場合は原則としてご加入の生命保険会社から連絡いたします。</p> <p>ご契約の調査を行うため、お知らせいただいた情報は各生命保険会社および生命保険協会に提供されます。</p> <p>ご契約が確認できた場合はご加入されている生命保険会社からご連絡いたします。ただし、ご契約が確認できた場合でも、ご照会いただいた方が生命保険金の受取人ではなく他に受取人に指定されている方がいる場合など、プライバシー保護の観点からご照会いただいた方にご契約の内容についてお答えできない場合がございます。また、いずれの加盟会社にもご契約がない場合は、その旨をご照会いただいた方に生命保険協会からご連絡いたします。</p> <p>契約有無の調査を全ての生命保険会社に行いますので、結果が判明するまでに相応の時間を要します。あらかじめご了承願います。 受付時間 平日9:15～17:00 (祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)</p>		



## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
株式会社かんぽ保険 <b>東京お客さま相談室</b>	0120-552-950 (かんぽコールセンター)	
<p>(概要)</p> <p>かんぽコールセンターにお問い合わせ頂いたご相談のうち、お客さまのご契約内容やお手続きに関する詳細なご質問には、お客さま相談室からお答えしています。</p> <p>対象エリア：茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・新潟・長野</p> <p>かんぽコールセンター受付時間            平日 9:00～21:00            土日休日 9:00～17:00            (1/1～1/3を除きます)</p>		
<b>預貯金通帳、印鑑を紛失した場合</b>		
<p>◆ 災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。なお、各金融機関の窓口で本人確認書類を持参すれば、預金通帳・キャッシュカードの再発行ができます(本人確認書類がない場合はもご相談ください。)</p> <p>・ご契約の各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口</p>		
株式会社ゆうちょ銀行 <b>ゆうちょコールセンター</b>	0120-108-420	
<p>(概要)</p> <p>コールセンター受付時間            平日 8:30～21:00            土・日・休日 9:00～17:00            (12/31～1/3は、9:00～17:00)</p>		
<p>◆ かんぽ生命では、簡易保険の保険料の払込みが困難な方に対する猶予期間の延長や保険金の非常時即時払戻し等にも応じています。ご相談は、かんぽコールセンターにお願いします。</p>		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
医療機関の受診		
<p>◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ、健康保険組合、国保は市町村、後期高齢者連合会、共済は各共済組合、船員保険は協会けんぽ船員保険部）、各医療機関にお問い合わせください。</p> <p>診療費の窓口支払いについても、従前の取り扱いでは、災害救助法の適用市町村の住民の方で、医療機関等の窓口において、次のいずれかの状況にある旨を口頭でご申告することにより、不要となっていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨</li> <li>・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨</li> <li>・主たる生計維持者の行方が不明である場合</li> <li>・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨</li> <li>・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨</li> </ul> <p>なお、取り扱いは災害発生後、決められた期間（概ね6ヶ月）の間となり、後日、保険者から確認を行うこととされています。</p>		
こころの悩みや健康に関する相談		
群馬県こころの健康センター	027-263-1156	〒379-2166 前橋市野中町368
平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付		
<p>◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。</p> <p>◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金（10万円（返還不要））の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。</p>		
中小企業者を対象とした相談窓口		
<p>◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。</p> <p>◆ 詳しくは、次の相談窓口又はお近くの商工会議所・商工会にお問い合わせください。</p>		
日本政策金融公庫 前橋支店	027-223-7311 （国民生活事業） 027-243-0050 （中小企業事業）	〒371-0023 前橋市本町1-6-19 2階・・・国民生活事業 4階・・・中小企業事業
平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く） （業務区域） 国民生活事業・・・前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市のうち北橋町・赤城町、みどり市、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）、佐波郡（玉村町）、邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町） 中小企業事業・・・群馬県全域		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<b>日本政策金融公庫 高崎支店</b>	027-326-1621 (国民生活事業)	〒370-0826 高崎市連雀町81 日本生命高崎ビル5階
平日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 国民生活事業・・・高崎市、渋川市(北橋町・赤城町を除く)、藤岡市、富岡市、安中市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(下仁田町、南牧村、甘楽町)、吾妻郡(中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町)		
<b>群馬県信用保証協会 本店</b>	027-231-8816 (本店代表)	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館 4階～6階
金融・経営窓口相談コーナー 平日 9:00～17:15 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、吾妻郡(中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町)、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)、佐波郡(玉村町)		
<b>群馬県信用保証協会 高崎支店</b>	027-362-7733 (保証第一課・二課)	〒370-0006 高崎市問屋町2-7-2
金融・経営窓口相談コーナー 平日 9:00～17:15 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(下仁田町、南牧村、甘楽町)		
<b>群馬県信用保証協会 桐生支店</b>	0277-43-6211 (保証課)	〒376-0023 桐生市錦町3-1-25 桐生商工会議所会館 4階
金融・経営窓口相談コーナー 平日 9:00～17:15 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 桐生市、みどり市		

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県信用保証協会 太田支店	0276-48-8811 (代表)	〒373-0851 太田市飯田町1180
金融・経営窓口相談コーナー 平日 9:00~17:15 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 太田市、館林市、邑楽郡(板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)		
商工組合中央金庫 群馬支店	027-224-8151 (代表)	〒371-0023 前橋市本町1-1-11
平日 9:00~15:00 (祝日及び年末年始を除く)		
群馬県商工会連合会	027-231-9779 (代表)	〒371-0047 前橋市関根町3-8-1
群馬県中小企業団体連合会	027-232-4123 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館 3階
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 関東本部	03-5470-1509 (代表)	〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門37森ビル3階
関東経済産業局 産業部 経営支援課	048-600-0333 (直通)	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館8階
同 中小企業相談室	048-600-0334 (直通)	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館10階

## 災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<b>農林漁業関係の災害復興</b>		
<p>◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等について、下記の相談窓口にお問い合わせください。また、各農業協同組合等でも、融資等に関するご相談を受け付けています。</p>		
<b>日本政策金融公庫 前橋支店</b>	027-243-6061 (農林水産事業等)	〒371-0023 前橋市本町1-6-19 5階・・・ 農林水産事業等
平日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 農林水産事業及び農業・食品産業・・・群馬県全域		
<b>農林中央金庫 前橋支店</b>	027-220-2700 (代表)	〒379-2147 前橋市亀里町1310 群馬県JAビル・農協ビル2階
<b>警察に相談したい場合</b>		
<p>◆ 群馬県警察本部では、困りごと相談、警察活動全般についての要望、意見を受けています。</p>		
<b>群馬県警察本部 警察安全相談室</b>	#9110 027-224-8080	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎 1階
(相談概要) 警察本部の総合相談窓口 受付時間 24時間		